

令和 8 年度愛媛地方最低賃金審議会第 2 回愛媛県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 1 時 25 分～午後 4 時 08 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 金額審議 2 その他		
議事要旨			
本会議は《公開・ 非公開 》 {但し、二者間の金額審議は非公開}			
1 金額審議			
(1) 労働者側の主張（2 回目）			
2030 年代前半までに最低賃金全国加重平均 1,500 円達成という政府目標があることから、それを意識した審議が必要である。			
愛媛県最低賃金は、愛媛県パートタイム労働者の求人票の募集賃金の下限額及び平均額を下回っているので、この乖離の解消を図るべきである。			
以上の主張を踏まえ、連合愛媛春闘結果 16,006 円を毎月勤労統計調査の実労働時間数 136.5 時間で割ると 117 円となるので、現行の愛媛県最低賃金から 117 円引き上げた 1,150 円(引上げ率 11.32%)を提示する。			
(2) 使用者側の主張（2 回目）			
引上げ額 43 円(引上げ率 4.16%)の 1,076 円を提示する。			
経団連(中小企業)の春闘賃上げ妥結状況の伸び率 4.20%を適用し、1,033 円×4.20%=43.39 円、円未満端数を四捨五入し、引上げ額 43 円とした。			
これは、時間単価の高い労働者も含まれる伸び率であるが、労使交渉の結果によるもので、紛れもない中小企業の賃上げ実績である。			
また、引上げ率 4.16%は、2025 年 10 月から 2026 年 6 月までの平均消費者物価指数の対前年比伸び率を上回る数値であり、物価上昇への対応もでき、賃金支払能力を超える過度の負担を避け得る現実的な数値と考える。			
(3) 部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。			
(4) 労働者側の主張（3 回目）			
結審に向けた歩み寄りとして、愛媛県毎月勤労統計における卸売・小売業（労働者数 30 人以上）の時間当たり賃金額 1,131 円と愛媛県最低賃金との差額 98 円を引き上げた 1,131 円（引上げ率 9.49%）を提示する。			
(5) 使用者側の主張（3 回目）			
結審に向けた歩み寄りとして、引上げ額 51 円(引上げ率 4.94%)の 1,084 円を提示する。			
中央最低賃金審議会答申の目安の引上げ率 4.9%（全国加重平均）を基準としたも			

のである。

$1,033 \text{ 円} \times 4.9\% = 50.62 \text{ 円}$ の円未満端数を四捨五入し、引上げ額 51 円とした。

(6) 審議結果

依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

2 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上